

閣議議事録等作成・公開制度検討チーム
作業チーム 運営要領(案)

平成 24 年 月 日
作業チーム 決定

1 議事の進行

作業チームの進行は座長が務める。

座長が出席できない場合は、座長の指名する者が代理として、その職務を代行する。

2 会議内容の取扱い

(1) 会議は、報道陣に公開するものとする。ただし、座長が特に必要と認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(2) 公開した会議の議事録及び提出資料は、公表する。

3 関係者の出席

座長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。

4 その他

この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮り、決定する。